第133回長崎大学経営協議会(書面会議)議事要録

1 日 時 令和4年11月16日(水)~11月24日(木)

2 議事

- (1) 月例給,期末・勤勉手当の引上げに係る長崎大学職員給与規程等の
 - 一部改正について

民間における賃金の引上げを図る動きを反映して、本年4月分の月例給について、 民間が公務を上回る結果となった。また、特別給(ボーナス)についても、民間事業 所における好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回ったことから、人事院は国 家公務員の月例給及びボーナスの引上げを国会及び内閣に勧告し、国家公務員の給与 が改定されることとなった。

前回の本会議において概要を説明したとおり、本学においては、従来から国家公務 員の給与改定及び長崎県の給与改定を参考とするとともに、財政状況を踏まえ、役職 員の給与の取扱を決定している。

今回の国家公務員の給与改定を受け、長崎県においても国家公務員に準じた改定が計画されていることを踏まえ、本学においても財政状況を含めて検討した結果、本給、賞与の改定を行う必要があると判断し、12月1日までに就業規則を改正する必要があることから、月例給、期末・勤勉手当の改定に係る長崎大学職員給与規程等の一部改正について、資料1~1から資料1-3までに基づき、書面により審議した結果、議長を除き、「承認」20名の回答を得たため、原案どおり了承された。

なお、委員から、以下のような意見があった。

・ 国立大学ということで様々な事情があると思うが、理想としては、若い人が長期 的に研究に打ち込めるようにもっと手当を厚くし、一部ではなく全体的に給与を引 き上げていくべきであると考える。

(以上)